

令和 8 年度 高知県地域教育振興支援事業実施基準

1 補助対象事業について

以下の取組を補助対象事業とする。

(1) 地域の教育課題の解決に資する取組

ア 第 3 期教育等の振興に関する施策の大綱及び第 4 期高知県教育振興基本計画に定められた基本目標に沿った取組

イ 事業において設定する各事業の指標として、第 3 期教育等の振興に関する施策の大綱及び第 4 期高知県教育振興基本計画に定められた施策における指標を参酌（※）する取組

※参酌例…県の教育大綱等において「A を令和 8 年度に B%とする」という指標を参酌する場合、市町村の各申請事業において「A」についての KPI・指標の設定は必須であるが、「B%」という数値部分は各市町村での判断で設定可能（数値まで合わせることは要件としない）。

※各申請事業において各市町村独自の指標・KPI を設定することも可能であるが、その場合、以下のことを要件とする。

(i) 独自の指標・KPI が、どのように県の教育大綱等の内容を参酌したものかの説明を申請の際に添えていただく。

(ii) 市町村が申請している各事業において、独自に設定した指標・KPI の数が、県の教育大綱等の指標・KPI を参酌した指標・KPI の数を上回らない。

(例) 市町村独自の指標・KPI を 3 つ設定する場合、県の教育大綱等において設定される指標・KPI を 3 つ以上参酌していただく。

ウ 中長期的な見通しを持ち、PDCAサイクルを意識した取組

前年度と事業内容が同じ場合は、前年度に設定した指標を達成しない場合（見込みも含む。）は事業内容を見直すとともに、教育効果を検証のうえ、改善方策を提出することを必須とする。

(2) 男性教職員の育児休業取得促進を図る取組

男性教職員の育児休業取得期間中における学校現場への支援となる取組

(3) 国、県、団体等が所管する他の補助金等の財政支援を得ることができる事業は、男性教職員の育児休業取得期間中における学校現場への支援となる取組である場合を除き、対象としない。

ただし、他の補助金等を活用することができない特別な事情がある場合はこの限りでない。
また、市町村が上乗せして事業を行う場合は、上乗せ分について補助対象となる場合がある。

2 補助対象経費について

(1) 以下については補助対象としない。

- ・放課後等児童生徒の学習支援に係る支援員に係る人件費
- ・学校図書館支援員に係る人件費
- ・教員の多忙化解消に係る支援員（教員業務支援員を含む。）に係る人件費
- ・外国語活動に係る支援員（A L Tを含む。）に係る人件費
- ・児童・生徒の学力又は体力の到達度を把握するための調査に係る経費
- ・各種検定（算数、数学、英語、漢字等）
- ・児童・生徒の学校生活における満足度や意欲、自己認識等を把握するためのアンケート、調査等に係る経費
- ・学校運営協議会委員への報償に係る経費
- ・副読本作成に係る経費
- ・特定のイベントや行事などの広報に係る経費
- ・備品購入費（各市町村等の規程等で備品として取り扱うべきもの）
- ・学校図書館図書及び新聞配備に係る経費
- ・県外への先進地視察に係る経費
- ・県費負担教職員の旅費（市町村等の主体的判断で実施する研修等に係るものを除く。）
- ・定例的な学校行事に関する経費
- ・部活動の実施にあたっての移動に係る経費
- ・負担金、補助金又は交付金となるもの

(2) 人件費

- ・会計年度任用職員

報酬、期末・勤勉手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）及び通勤手当相当分の旅費を補助対象とする。

- ・特別支援教育支援員

事業実施年度に配置する支援員の人件費に相当する額から、次の①と②とを合算した額を減じた額を補助対象額とする。

① 各市町村の小学校数(分校含む。)×4,545 千円

② 各市町村の中学校数(分校含む。)×2,654 千円

- ・情報通信技術支援員（I C T支援員）

4校に1人の割合を超えて配置する場合に補助対象とする。

各市町村の小中学校数（分校含む。）÷4

例：10校の場合 $10 \div 4 = 3$ （端数切り上げ）→4人目から補助対象

(3) 役務費

通信運搬費（家庭学習のための貸し出し用ルーターに関する経費を除く。）は補助対象とし

ない。

(4) 委託料

補助対象経費のうち、性質上、委託料で支払うことが必要であると認められる場合は補助対象とする。

(5) 男性教職員の育児休業取得促進を図る取組について

2 (1) 及び (2) の規定にかかわらず、男性教職員の育児休業取得に伴い発生する学校の負担軽減に直接的に資する経費については、補助対象とする。

ただし、2 (2) の会計年度任用職員の人件費、(3) 役務費及び(4) 委託料については、規定どおりの取り扱いとする。

3 補助対象期間について

補助対象とする事業期間は、単年度とする。